

商店街・市場応援隊派遣事業「応援隊員」募集要領

1. 事業目的

様々な知識・経験及び専門的なスキルを持った応援隊員が、高齢化や人手不足等により活性化を見出せない又は更なる活性化に取り組みたい商店街・小売市場の「自主的な取り組み」を支援し、市民の暮らしに身近な商店街・小売市場の機能強化を図ります。

2. 事業概要

- (1) 派遣先
- ①神戸市に登録している市内の商店街・小売市場
 - ②商店街・小売市場が主体となり、かつ神戸市に登録している連合会やNPO法人等
- ※①②をまとめて、以下「団体」とします。
- (2) 派遣費（報酬） 1回あたり 25,000円（税込、交通費含む）
- (3) 派遣上限
- | | |
|------------------|--------|
| 1団体あたり | 25回/年度 |
| 応援隊員の1団体への派遣 | 15回/年度 |
| 同一応援隊員による1団体への派遣 | 通算3年まで |
- ※令和7年度以降、変更する可能性があります。
- (4) 派遣時間（目安） 2時間～半日/回
- ※本事業は神戸市から神戸市商店街連合会・神戸市小売市場連合会へ委託しています。

3. 業務内容

- (1) 商店街・小売市場等の派遣依頼に基づく実施計画書の作成
- (2) 実施計画書に基づく支援の実施
- (3) 日報・事業報告書の作成及び提出（日報の作成は派遣毎、提出は月毎。指定様式あり）

4. 登録期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

※ただし、神戸市による本事業の毎年度予算の成立を前提とします。

5. 応募要件

以下の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 団体を訪問し、課題解決や活性化に向けて団体に寄り添い、一緒になって事業の取り組みができる者。
- (2) 団体への支援を行うにあたり、様々な知識・経験及び専門的なスキルを持っている者又は団体の課題解決や活性化に向けた支援実績のある者。
- (3) 団体への訪問・支援及び本事業の委託事業者（以下「委託事業者」とします。）への報告や連絡調整が随時行える者。
- (4) 本要領の記載事項を遵守できる者。
- (5) 暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しない者。
- (6) 国税（法人税、所得税及び消費税をいう。）及び地方税の滞納がない者。

(7) 破産者で復権を得ない者。

6. 応募方法

- (1) 提出期限 令和5年12月20日(水)午後5時00分 必着
- (2) 提出書類 「応援隊員」登録申請書(様式第1号)
- ・指定様式以外の書類が提出された場合や提出書類に不備がある場合は、応募を受け付けないことがあります。
 - ・様式は、以下のURLからダウンロードしてください。
- ① 新たに応援隊員への登録を希望する方
神戸市小売市場連合会「応援隊派遣事業」ホームページ
URL : <https://biz.ichiba-kobe.gr.jp/ouentai>
- ② 現在応援隊員で再登録を希望する方
神戸市商店街連合会のホームページ
URL : <https://kobe-ssr.jp/>
- (3) 提出方法 郵送又はE-mail
- (4) 提出先 ①新たに応援隊員への登録を希望する方…「神戸市小売市場連合会」
②現在応援隊員で再登録を希望する方…「神戸市商店街連合会」
※「13. 書類の提出及び問い合わせ先」をご確認ください。
- (5) 注意事項
- ・郵送の場合、不慮の事故等による紛失・遅配については考慮しません。
 - ・E-mailの場合、メールの件名は「【提出】商店街・市場応援隊派遣事業「応援隊員」募集(申請者の商号又は名称)」としてください。受信後、提出を受け付けた旨の返信を行います。返信がない場合は、提出先へ確認の連絡を行ってください。

7. 応援隊員が遵守すべき事項

応援隊員として、以下の事項を遵守してください。以下の事項に違反した場合、登録を取り消す場合があります。

- (1) 神戸市及び委託事業者の名誉を毀損し、信用を傷つけ、利益を害さないこと。
- (2) 本事業に関連して知り得た神戸市、委託事業者及び派遣先の団体の秘密について他に漏らさないこと(派遣先の団体が同意した場合を除く)。また、応援隊員の登録終了後も、業務上で知り得た情報を神戸市、委託事業者及び派遣先の団体の許可なく発表、公開、漏洩、利用はしないこと。
- (3) 本事業について、委託事業者以外の者から給付を受けないこと。
例) 派遣先の団体から、本事業で実施した支援に対する謝金や委託費等を受け取らない。
- (4) みだりに神戸市、委託事業者の名称や応援隊員の肩書を使用しないこと。
- (5) 派遣先の団体への営業活動など本事業の趣旨に適さない行為をしないこと。
- (6) 「応援隊員」登録申請書に虚偽の内容を記載しないこと。
- (7) 応援隊員として支援する団体から、支援期間中に業務を受注しないこと。
- (8) 各種書類(日報、事業報告書等)の提出について、提出期限を厳守すること。

8. 審査方法

書類選考及び面接 ※面接を省略する場合があります。

9. 審査項目

- (1) 応募動機及び抱負
- (2) これまでの活動実績
- (3) 得意分野や具体的なスキル
- (4) 円滑な事業運営への協力姿勢（事業への理解・協力等）

10. 面接日

令和6年1月22日（月）・23日（火）・24日（水）のいずれか

※面接の所要時間は20分程度。

※面接時間等の詳細は、令和5年12月28日（金）頃にご連絡します。

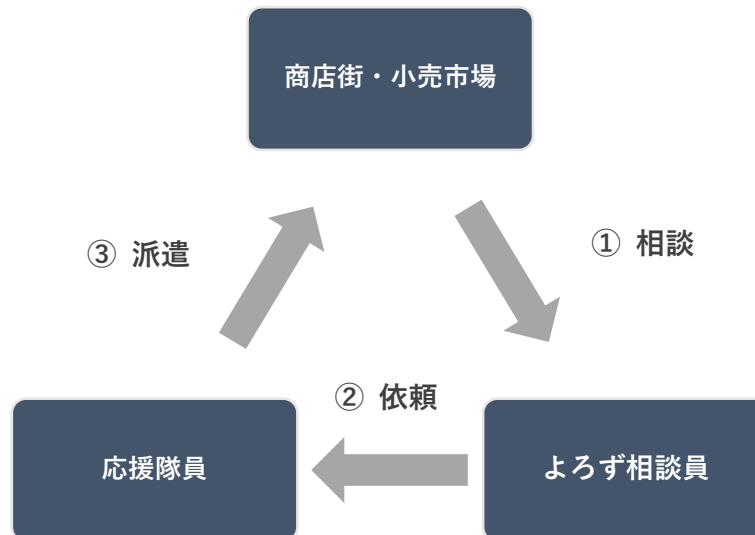
11. 審査結果

- ・提出書類及び面接に基づき登録の可否を判断し、令和6年2月5日（月）頃にE-mailで結果についてご連絡します。
- ・審査内容に関する問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

12. 注意事項

- (1) 応援隊員の情報（氏名・支援分野等）は、委託事業者のホームページに掲載します。
- (2) 団体と応援隊員とのマッチングは、委託事業者に配置している「よろず相談員」が行います。

▼応援隊派遣の流れ（イメージ）



- (3) 応援隊員は業者やアルバイトではなく、団体の主体的な取り組みに寄り添い支援する者です。
- (4) 本事業は団体のニーズに合わせて派遣を行います。応援隊員の派遣を確約するものではありません。

13. 書類の提出及び問い合わせ先

①新たに応援隊員への登録を希望する方

【神戸市小売市場連合会 よろず相談員】

住 所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター5階
電 話 078-341-8500
E-mail y-01ichiba@ichiba-kobe.gr.jp

②現在応援隊員で再登録を希望する方

【神戸市商店街連合会 よろず相談員】

住 所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター5階
電 話 078-360-3233
E-mail sasagawa@kobe-ssr.jp